

## 薬薬部 DI ニュース

## 医療安全管理について(シリーズ11)

## ～ 薬による眠気と自動車運転等 ～

2016年2月に大阪・梅田の繁華街で乗用車が暴走し、多数が死傷した事故がありました。この事故の原因は、運転者が大動脈解離に伴う「心タンポナーデ」により、心臓の機能が障害されたことが原因とされました。最近はこのような自動車事故が起こったときは、必ず最初に薬物による影響が疑われます。

2013年に、厚生労働省から「添付文書の使用上の注意に自動車運転等の禁止等の記載がある医薬品を処方又は調薬する際は、医師又は薬剤師からの患者に対する注意喚起の説明を徹底させること」との通知が出されました。

該当薬としては眠気、めまい、ふらつき、意識障害を引き起こすものが該当しますが、大別すると(1)「運転させない」ように説明する薬(以下、禁止薬剤)と、(2)「注意して運転する」ように説明する薬(以下、注意薬剤)があります。今回は特に禁止薬剤のうち、代表的な薬について提示いたします。

禁止薬剤には睡眠薬、抗不安薬、抗ヒスタミン薬、総合感冒薬(PL顆粒)、麻薬などの多くが該当します。実際に薬を飲んだ後に眠くなるという経験をされた方は多いかと思えます。また、病気そのものに対しても自動車運転に制限が必要ですが、脳神経系疾患の治療に使われる薬(抗てんかん薬、抗うつ薬、抗精神病薬、パーキンソン病治療薬、認知症治療薬、偏頭痛治療薬)の多くも該当します。それ以外では、鎮痛剤「ボルタレン」「トラマドール(トラムセット、トラマール)」「モービック」「リリカ」、消化器症状を治療する「ブスコパン」「プリンペラン」、咳止めの「デキストロメトルファン(メジコン)」、抗菌剤の「ミノサイクリン(ミノマイシン)」、禁煙治療薬の「チャンピックス」、頻尿治療薬「バップフォー」、心臓薬「カルベジロール」「ニトロール」「一硝酸イソソルビド」「シベノール」などがあり、当院でも自動車運転等に関する注意が記載されている薬を服用される場合には薬剤師が以下のように説明を行っています。

## 禁止薬剤

→(説明) 眠気が出るため自動車の運転などの危険を伴う機械の操作は行わないでください。

## 注意薬剤

→(説明) 眠気が出るおそれがあるため自動車の運転などの危険を伴う機械の操作はなるべく避けてください。



## 【「運転させない」ように説明する薬(禁止薬剤): 薬効分類】

- ①中枢神経用薬(抗不安薬、睡眠薬、抗てんかん薬、抗パーキンソン病薬、抗うつ薬等)
- ②末梢神経用薬(筋弛緩薬)      ③呼吸器用薬(鎮咳薬等)      ④消化器用薬(抗潰瘍薬、制吐薬、止痢薬等)
- ⑤感覚器用薬(緑内障治療薬、散瞳薬等)      ⑥泌尿生殖器用薬(過活動膀胱治療薬、前立腺肥大症治療薬等)
- ⑦抗悪性腫瘍薬(ホルモン療法薬等)      ⑧抗菌薬・化学療法薬(抗真菌薬、抗菌薬等)
- ⑨循環器用薬(降圧薬、狭心症用薬、抗不整脈薬、偏頭痛治療薬等)
- ⑩代謝性医薬品(糖尿病治療剤、禁煙補助剤等)
- ⑪ホルモン剤(副甲状腺ホルモン剤等)      ⑫麻薬      ⑬生物学的製剤(インターフェロン製剤)      ⑭診断用薬

## 【病気の症状の影響により運転には危険な状態】

- ①自動車の運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに 関係する能力を欠くおそれがある  
(例: 低血糖症、うつ病、躁うつ病、統合失調症)
- ②意識障害または運動障害をもたらす発作が再発するおそれがある (例: てんかん)
- ③再発性の失神がある
- ④重度の眠気がある (例: 睡眠障害)

## 【実情と問題点】

自動車は生活に欠かせない必需品で「運転をしないようにと言われても…」という方も多いことと思います。特に電車網が充実しておらず、山間部やへき地の多い当地区において、自動車は生活の足といえます。しかしながら、薬物による意識障害で自動車が集団登校中の小学生の列に突っ込むなど、悲惨な死亡事故が起こっているのも事実です。最終的には薬を服用されている患者一人ひとりの裁量に委ねられるものですが、気をつけなければならない社会問題でもあります。